

(別紙)

令和 7 年度西表石垣国立公園特定民有地買上事業調査等業務【再度公告】

請負条件

本業務は西表石垣国立公園鹿川地区（第一種特別地域）における特定民有地の買上に向けて、買上用地の確定とその登記への反映を目的とした地図訂正・地積更正登記のための業務であり、土地家屋調査士による調査が必要不可欠である。また、業務対象地の特徴を踏まえると、業務の履行には八重山地域の離島地域における土地の筆界確認に付随する権利者追跡に関する豊富な知見を有していることが必要である。以上のことから、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

（１）提出書類（別添様式）

以下に示す資格・実績を有することが分かる書類を提出すること。

- ① 土地家屋調査士を 2 人以上有する事務所であること。
- ② 本業務に従事する者が過去 5 年以内に八重山地域の離島地域において、土地の筆界確認に付随する権利者追跡に関する業務の実績があることが確認できる書類として、契約書、仕様書の写し及び業務実施体制がわかるもの。

（２）提出期限等

① 提出期限

入札説明書 7.（１）のとおり

② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書 4. に同じ

③ 提出部数

2 部

④ 提出方法

入札説明書 7.のとおり

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 封書の表に「令和 7 年度西表石垣国立公園特定民有地買上事業調査等業務【再度公告】」と明記すること。なお、提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

イ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

エ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

入札説明書7.（4）のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所

沖縄奄美自然環境事務所長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

令和 7 年度西表石垣国立公園特定民有地買上事業調査等業務【再度公告】

請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

①土地家屋調査士を 2 人以上有する事務所であること。

②本業務に従事する者が過去 5 年以内に八重山地域の離島地域において、土地の筆界確認に付随する権利者追跡に関する業務の実績があることが確認できる書類として、契約書、仕様書の写し及び業務実施体制がわかるもの。

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：